

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会

1 事業実施の方針

単身高齢者の増加や障がい者の親なき後の問題など、住まいに問題を抱える世帯が増えると思われていますが、居住支援などの制度が十分に周知されていない状況です。まずは、住民への制度の周知と関係機関とのネットワークを構築して、早期に支援につながるように事業を推進します。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	①住まいの相談・情報提供 ②物件探しと契約支援	①事務所 ②水巻町内	①1人 ②1人	住宅確保要配慮者全般 ①50人 ②20人	2,250千円
法第62条第三号に掲げる業務	①入居後の日常生活相談と支援サービスの紹介 ②見守りなど要配慮者への電話及び訪問による安否確認(月1回500円)	支援利用者宅	2人	①住宅確保要配慮者全般10人 ②障がい者・高齢者など10人	
法第62条第四号に掲げる業務	不動産会社とのネットワークの構築	水巻町内	2人	不動産会社など	
法第62条第五号に掲げる業務	実施予定なし				

法第 62 条第六号に掲げる業務	ホームページやチラシによる、広報啓発活動	水巻町内	2人	水巻町民 約 14000 世帯	
------------------	----------------------	------	----	-----------------	--

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	水巻町役場 住宅政策課、福祉課、地域づくり課、居住支援法人等で、住まいに関する意見交換会を開催して、情報を共有するなど、連携・協働できる体制構築に努める。
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	高齢者や障がい者、子育て世帯、刑余者などの方は、入居後も様々な支援を必要とする。そのため、様々な団体と連携して、支援や見守りが入居後も実施できるようにする。①収入の減少②家賃滞納であれば、原因を把握して、就労支援事業や生活保護の手続きを支援して、自立相談支援事業や保健福祉環境事務所と連携する。③自立度の低下④認知症や障がいなどによる判断能力の低下であれば、介護保険や障害者福祉サービスの手続きを支援して、包括支援係や障がい者相談支援専門員と連携する。⑤金銭管理が必要になるようであれば、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、本会の権利擁護センターと連携しながら、支援できるサービスの手続きを支援して、担当者と連携する。入居中も支援対象者が自立して生活できるように、他の団体と連携しながら支援する。
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	全国居住支援法人協議会や他機関が実施している研修会に参加して、資質向上に努める。

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。